

別紙第1 (第14条、第23条、第24条関係) 入会金及び会費

(入会金)

- 1 入会金は、次に掲げる額とする。
- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 司法書士会員 | 40,000 円 |
| (2) 第5条第3項第1号の法人会員 | 40,000 円 |
| (3) 第5条第3項第2号の法人会員 | 40,000 円 |

(会費)

- 2 会費の金額は、1月当たり次のとおりとする。
- | | |
|--------------|----------|
| ア 司法書士会員 | 24,000 円 |
| イ 法人会員 | |
| 主たる事務所につき | 24,000 円 |
| 従たる事務所1か所につき | 11,000 円 |

(会館修繕特別会費)

- 3 会館修繕に充てるための会費の金額は、会員一人につき1月1,000円とする。

(自然災害対策特別会費)

- 4 自然災害対策に充てるための会費の金額は、会員一人につき1月500円とする。

(財務安定化基金特別会計)

- 5 財務安定化基金に充てるための会費の金額は、会員一人につき1月500円とする。

(会費の納入)

- 6 第2項から前項までの会費は、次に掲げる各号のとおり納入しなければならない。
- (1) 入会した会員は、入会した日が属する月の翌月から納入する。
 - (2) 退会した会員(次号の法人会員を除く。)は、退会した日が属する月まで納入する。
 - (3) 解散した法人会員は、解散した日が属する月まで納入する。
 - (4) 継続した法人会員は、継続した日が属する月の翌月から納入する。

(会費の納入時期)

7 第2項から第5項までの会費は、毎月末日までに、その翌月分を納入しなければならない。ただし、3月分以上を前納してもさしつかえない。

(滞納会費)

8 会則第14条の規定により、司法書士会員である資格を失った者は、退会後すみやかに滞納会費を納入しなければならない。

(再加入)

9 前項の者が、再び入会しようとするときは、入会と同時に入会金及び滞納会費を納入しなければならない。

(支部交付金)

10 本会は、支部ごとに、当該支部会員から納入された会費のうち1月当り金700円を当該支部に交付する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成2年7月1日から施行する。(普通会費を変更)

附 則

(施行期日)

この会則は、平成5年7月1日から施行する。(普通会費を変更)

この会則は、平成5年12月21日から施行する。(入会金を変更)

この会則は、平成6年11月4日から施行する。(入会金及び会費に関する規定の一部を変更)

この会則は、平成9年10月1日から施行する。(入会金及び会費に関する規定の一部を変更)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成11年5月29日から施行する。(入会金及び会費に関する規定の一部を変更)

(事件数割会費に関する経過措置)

2 改正会則施行の際、現行規定第2項の2第2号により納入されている会費は、改正規定第2項第2号により納入された会費とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成18年5月27日から施行する。又、定額会費は平成18年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙1は、平成19年12月22日から施行する。ただし、3(3)②及び③については、平成20年2月15日までに必要経費及び報酬の請求書が本会に送付された登記については適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、日本司法書士会連合会平成23年度定時総会において、市民救援基金の財源とする特別会費の創設が承認されることを条件として平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成25年4月1日から施行する。

(事件数割会費の精算に関する経過措置)

- 2 平成24年12月31日を基準日と定め、会員が配布を受けた証紙の数(過年度繰越分を含む)とその会員が基準日までに依頼を受けた登記、供託及び裁判事務の事件総数と比較して、事件数割会費の過不足を計算し、その結果基準

日現在で不足額がある場合には、会員は、この額を平成25年3月31日まで
に現金で一括して納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成25年4月1日から施行する。
(平成26年5月17日変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成29年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則別紙第1第3項及び第6項から第10項までは、令和2年5月23
日から施行する。
- 2 この会則別紙第1第4項及び第5項は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和3年7月1日から施行する。